

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年9月18日

近畿地方整備局

福井河川国道事務所長 三輪 準二

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本業務は、福井県内の主要道路における工事に伴う交通規制や沿道利用の規制等に起因した道路利用者及び沿道住民からの意見、不満を改善するために、適切なマネジメントを推進し、占用工事を含む道路工事に伴う交通規制を極力減らすことを目的として、道路利用者及び沿道住民に対する利便性向上に繋がる手法の立案を検討するものである。

本業務を実施するにあたっては、道路工事の件数や規模に応じた車線規制等について定量的に把握する管理手法を確立する技術と、縮減効果を分析・評価する技術が必要であるとともに、公安委員会、公益企業者等との調整能力、特定の企業・個人に偏らない公平・中立な立場で業務を実施する必要があることから、(財)道路保全技術センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度福井河川国道管内道路工事適正化マネジメント技術補助業務
- (2) 業務内容 ①道路工事における規制時間の把握・分析  
②道路工事適正化方策、目標の検討  
③会議の運営
- (3) 履行期限 平成20年3月10日

### 3. 業務目的

本業務は、福井県内の主要道路における工事に伴う交通規制や沿道利用の規制等に起因した道路利用者及び沿道住民からの意見、不満を改善するために、適切なマネジメントを推進し、占用工事を含む道路工事に伴う交通規制を極力減らすことを目的として、道路利用者及び沿道住民に対する利便性向上に繋がる手法の立案を検討するものである。

### 4. 応募要件

- (1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

#### 1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

- ・道路工事を定量的に把握する管理手法を確立する技術と、縮減効果を分析・評価する技術を有していること。
- ・公安委員会、公益企業者等との調整能力、特定の企業・個人に偏らない公平・中立な立場で業務を実施する能力を有していること。

3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本、もしくは人事関係がないこと。ここでいう「資本、もしくは人事関係」とは、次のイ)又はロ)に該当する関係である。

- イ) 参加表明者と建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との間で、一方が、もう一方の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている関係。
- ロ) 参加表明者の代表権を有する役員が、建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業の代表権を有する役員を兼ねている関係。

4) 守秘性に関する要件

- ・守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

5) 業務執行体制に関する要件

- ・近畿地方整備局管内に本社・本店等、又は支社(店)・営業所等があること。
- ・道路工事適正化マネジメント技術補助業務を実施する担当技術者を十分に確保していること。

6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した、国が発注した近畿地方整備局管内における道路工事に伴う規制時間の縮減に関する業務
- ・類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した、近畿地方整備局管内の府・県または政令市が発注した道路工事に伴う規制時間の縮減に関する業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

①資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア) 技術士(建設部門)の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- イ) 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- ウ) R C C Mの資格を有する者。
- エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で技術士(建設部門)の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。
- オ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。
- カ) 国土交通大臣認定者(建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定された者。なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)についても、建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定を

受けている必要がある。)

②同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した、国が発注した近畿地方整備局管内における道路工事に伴う規制時間の縮減に関する業務
- ・類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した、近畿地方整備局管内の府・県または政令市が発注した道路工事に伴う規制時間の縮減に関する業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒918-8015 福井県福井市花堂南2-14-7

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 経理課 契約係

電話：0776-35-2661（代）（内線224） FAX：0776-35-2955

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成19年9月18日(火)から平成19年10月5日(金)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、交付時間は9時00分から16時00分まで)

② 交付場所

(1)に同じ。

③ 交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

平成19年10月9日(火)16時00分

② 提出場所

(1)に同じ。

③ 提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出  
予定期限：平成19年10月25日(木) 16:00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。